

令和 7 年 2 月 4 日
生 活 文 化 政 策 部
区民健康村・ふるさと・交流推進課

世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例

1 改正の主旨

令和 7 年 1 0 月に施設使用料等を改定するため、令和 7 年区議会第一回定例会に世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙 1「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 利用料金

- ・本条例の利用料金は上限額として定めており、実際の利用料金については、条例別表第 2 の範囲内で設定している。本料金改定に伴う、実際の利用料金は別紙 2「区民健康村各種料金の改正後の設定料金（令和 7 年 1 0 月改定）（案）」のとおり予定する。
- ・条例改正後、区ホームページ、区民健康村（指定管理者）ホームページ、宿泊利用案内（パンフレット）にて改定料金について周知する。

4 今後のスケジュール

令和 7 年	2 月	令和 7 年区議会第一回定例会（条例改正案）
	3 月	公布
	4 月 1 日	施行
		1 0 月以降の区民利用予約の開始
1 0 月		改定後料金適用開始

世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区区民健康村条例 昭和60年11月30日条例第39号 改正 昭和63年 9 月29日条例第32号 平成 8 年 3 月13日条例第 2 号 平成17年 9 月29日条例第52号 平成19年12月11日条例第62号 平成21年 9 月30日条例第35号 平成30年 3 月 6 日条例第16号 <u>令和 7 年 3 月 日条例第 号</u> 世田谷区区民健康村条例 (目的及び設置) 第1条 豊かな自然環境の中で、区民の健康の増進及び余暇活動の充実に並びに児童・生徒の校外学習活動の充実を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的として、群馬県利根郡川場村に世田谷区区民健康村（以下「区民健康村」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 区民健康村の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (基本理念) 第3条 区民健康村は、恵まれた自然とのふれあい、区民相互の交流及び川場村民との交流を通じて豊かな情操を育て、活力に満ちた人間形成を図る場としての新たなふるさとを区民が協力して創り出すことを目指すものである。 2 区民健康村に関する施策を推進するにあたっては、広く区民の英知と創意を反映させるとともに、川場村の環境の保全に努め、互いの信頼と理解のもとに、世田谷区と川場村の両地域社会の発展に資	○世田谷区区民健康村条例 昭和60年11月30日条例第39号 改正 昭和63年 9 月29日条例第32号 平成 8 年 3 月13日条例第 2 号 平成17年 9 月29日条例第52号 平成19年12月11日条例第62号 平成21年 9 月30日条例第35号 平成30年 3 月 6 日条例第16号 世田谷区区民健康村条例 (目的及び設置) 第1条 豊かな自然環境の中で、区民の健康の増進及び余暇活動の充実に並びに児童・生徒の校外学習活動の充実を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的として、群馬県利根郡川場村に世田谷区区民健康村（以下「区民健康村」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 区民健康村の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (基本理念) 第3条 区民健康村は、恵まれた自然とのふれあい、区民相互の交流及び川場村民との交流を通じて豊かな情操を育て、活力に満ちた人間形成を図る場としての新たなふるさとを区民が協力して創り出すことを目指すものである。 2 区民健康村に関する施策を推進するにあたっては、広く区民の英知と創意を反映させるとともに、川場村の環境の保全に努め、互いの信頼と理解のもとに、世田谷区と川場村の両地域社会の発展に資

改正後	改正前
するよう配慮しなければならない。 (休業日及び利用時間) 第4条 区民健康村の休業日及び利用時間は、規則で定める。 (事業) 第5条 区民健康村は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 自然観察、自然探求その他自然に親しむ活動に関する事 (2) スポーツ及びレクリエーション活動に関する事 (3) 区立小・中学校の児童・生徒の校外学習活動の利用に供すること。 (4) 文化活動及び創作活動に関する事 (5) 農業、林業等に係る実践的体験活動に関する事 (6) 前各号に掲げるもののほか、区民健康村の目的を達成するために必要な事業 (利用することができるものの範囲) 第6条 区民健康村を利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 世田谷区の区域内に住所、勤務先又は通学先を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、区長が特に認めた者 (3) 前2号のいずれかに該当する者を代表者とする構成員の半数以上が区民等(前2号に掲げる者をいう。以下同じ。)である団体(2人以上の集団をいう。) 2 前項の規定にかかわらず、区民健康村の利用状況に余裕があると区長が認めるときは、同項各号に掲げるもの以外のものも区民健康村を利用することができる。 (利用) 第7条 区民健康村の施設を利用しようとするものは、規則の定めるところにより第15条の規定により区民健康村の管理を行う者(以下	するよう配慮しなければならない。 (休業日及び利用時間) 第4条 区民健康村の休業日及び利用時間は、規則で定める。 (事業) 第5条 区民健康村は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 自然観察、自然探求その他自然に親しむ活動に関する事 (2) スポーツ及びレクリエーション活動に関する事 (3) 区立小・中学校の児童・生徒の校外学習活動の利用に供すること。 (4) 文化活動及び創作活動に関する事 (5) 農業、林業等に係る実践的体験活動に関する事 (6) 前各号に掲げるもののほか、区民健康村の目的を達成するために必要な事業 (利用することができるものの範囲) 第6条 区民健康村を利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 世田谷区の区域内に住所、勤務先又は通学先を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、区長が特に認めた者 (3) 前2号のいずれかに該当する者を代表者とする構成員の半数以上が区民等(前2号に掲げる者をいう。以下同じ。)である団体(2人以上の集団をいう。) 2 前項の規定にかかわらず、区民健康村の利用状況に余裕があると区長が認めるときは、同項各号に掲げるもの以外のものも区民健康村を利用することができる。 (利用) 第7条 区民健康村の施設を利用しようとするものは、規則の定めるところにより第15条の規定により区民健康村の管理を行う者(以下

改正後	改正前
「指定管理者」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。	「指定管理者」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会が移動教室のために利用しようとするときは、あらかじめ実施計画を定めて区長に提出し、その承認を受けなければならない。 (宿泊利用)	2 前項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会が移動教室のために利用しようとするときは、あらかじめ実施計画を定めて区長に提出し、その承認を受けなければならない。 (宿泊利用)
第8条 区民健康村の宿泊施設は、引き続き3泊4日を超えて利用することはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。	第8条 区民健康村の宿泊施設は、引き続き3泊4日を超えて利用することはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
2 第6条第2項の規定にかかわらず、同条第1項各号に掲げるものの以外のものは、規則で定める日は区民健康村を宿泊利用することができない。 (利用の条件)	2 第6条第2項の規定にかかわらず、同条第1項各号に掲げるものの以外のものは、規則で定める日は区民健康村を宿泊利用することができない。 (利用の条件)
第9条 指定管理者は、区民健康村の利用に際して、管理上必要な条件を付けることができる。 (利用の不承認)	第9条 指定管理者は、区民健康村の利用に際して、管理上必要な条件を付けることができる。 (利用の不承認)
第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、区民健康村の利用を承認しない。 (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 管理上支障があるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。 (利用権の譲渡等の禁止)	第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、区民健康村の利用を承認しない。 (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 管理上支障があるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。 (利用権の譲渡等の禁止)
第11条 区民健康村の施設の利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (利用の制限)	第11条 区民健康村の施設の利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (利用の制限)
第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用の承認を取り消し、利用条件を変更し、又は利用を停止することができる。	第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用の承認を取り消し、利用条件を変更し、又は利用を停止することができる。

改正後	改正前
(1) 利用目的又は利用条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。 (原状回復)	(1) 利用目的又は利用条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。 (原状回復)
第13条 施設又は設備（以下「施設等」という。）の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。 また、前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。 (損害賠償)	第13条 施設又は設備（以下「施設等」という。）の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。 また、前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。 (損害賠償)
第14条 施設等に損害を与えた者は、区長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (指定管理者による管理)	第14条 施設等に損害を与えた者は、区長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (指定管理者による管理)
第15条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に区民健康村の管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続)	第15条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に区民健康村の管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続)
第16条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区民健康村の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 区民健康村に関する業務を十分に行う能力及びこれに類する施設の管理の実績を有していること。	第16条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区民健康村の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 区民健康村に関する業務を十分に行う能力及びこれに類する施設の管理の実績を有していること。

改正後	改正前
(2) 区民健康村の効用を最大限に発揮させることができること。 (3) 区民健康村の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等)	(2) 区民健康村の効用を最大限に発揮させることができること。 (3) 区民健康村の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等)
第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第5条各号に規定する事業に関する業務 (2) 区民健康村の利用の承認等に関する業務 (3) 区民健康村の施設等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区民健康村の適正な管理を行わなければならない。 (利用料金)	第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第5条各号に規定する事業に関する業務 (2) 区民健康村の利用の承認等に関する業務 (3) 区民健康村の施設等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区民健康村の適正な管理を行わなければならない。 (利用料金)
第18条 利用者は、指定管理者に区民健康村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、別表第2に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)	第18条 利用者は、<u>利用を終了するときに</u>、指定管理者に区民健康村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、別表第2に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)
第19条 指定管理者は、区長が特別の理由があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 (委任)	第19条 指定管理者は、区長が特別の理由があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 (委任)
第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

改正後	改正前
付 則 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和61年5月規則第34号で、同61年5月12日から施行) 付 則(昭和63年9月29日条例第32号) 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。 2 この条例による改正前の東京都世田谷区区民健康村条例(以下「旧条例」という。)第10条の規定に基づき納付された使用料については、旧条例第12条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。 3 この条例による改正後の別表第2の規定は、昭和63年10月1日以後に利用の申請をした者について適用し、同日前に利用の申請をした者については、なお従前の例による。 附 則(平成8年3月13日条例第2号) この条例は、平成8年4月1日から施行する。 附 則(平成17年9月29日条例第52号) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条を第20条とし、第16条の次に3条を加える改正規定(第17条に関する部分を除く。)及び別表第2の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。 (利用料金に関する経過措置) 2 この条例による改正後の世田谷区区民健康村条例(以下「新条例」という。)第18条、第19条及び別表第2の規定は、平成18年4月1日以後の利用について適用する。 (指定管理者の指定に関する経過措置) 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区区民健康村(以下「区民健康村」という。)については、平成18年9月1日(新条例第16条第4項の規定	付 則 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和61年5月規則第34号で、同61年5月12日から施行) 付 則(昭和63年9月29日条例第32号) 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。 2 この条例による改正前の東京都世田谷区区民健康村条例(以下「旧条例」という。)第10条の規定に基づき納付された使用料については、旧条例第12条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。 3 この条例による改正後の別表第2の規定は、昭和63年10月1日以後に利用の申請をした者について適用し、同日前に利用の申請をした者については、なお従前の例による。 附 則(平成8年3月13日条例第2号) この条例は、平成8年4月1日から施行する。 附 則(平成17年9月29日条例第52号) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条を第20条とし、第16条の次に3条を加える改正規定(第17条に関する部分を除く。)及び別表第2の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。 (利用料金に関する経過措置) 2 この条例による改正後の世田谷区区民健康村条例(以下「新条例」という。)第18条、第19条及び別表第2の規定は、平成18年4月1日以後の利用について適用する。 (指定管理者の指定に関する経過措置) 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区区民健康村(以下「区民健康村」という。)については、平成18年9月1日(新条例第16条第4項の規定

改正後	改正前
により、区長が区民健康村に係る指定管理者（新条例第7条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 4 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区民健康村について指定管理者を指定しようとする場合において、区民健康村の管理を受託している者から新条例第16条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、区民健康村の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が区民健康村の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附 則（平成19年12月11日条例第62号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区区民健康村条例の規定は、平成20年7月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。 附 則（平成21年9月30日条例第35号） 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区区民健康村条例の規定は、平成22年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。 附 則（平成30年3月6日条例第16号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2（2の部に限る。）の改正規定は、規則で定める日から施行する。（平成30年7月規則第88号で、附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成30年8月22日から施行） 2 この条例による改正後の別表第2の1の部及び3の部の規定は、	により、区長が区民健康村に係る指定管理者（新条例第7条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 4 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区民健康村について指定管理者を指定しようとする場合において、区民健康村の管理を受託している者から新条例第16条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、区民健康村の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が区民健康村の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附 則（平成19年12月11日条例第62号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区区民健康村条例の規定は、平成20年7月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。 附 則（平成21年9月30日条例第35号） 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区区民健康村条例の規定は、平成22年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。 附 則（平成30年3月6日条例第16号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2（2の部に限る。）の改正規定は、規則で定める日から施行する。（平成30年7月規則第88号で、附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成30年8月22日から施行） 2 この条例による改正後の別表第2の1の部及び3の部の規定は、

改正後

平成30年10月 1 日以後の利用について適用する。
附 則（令和 7 年 3 月 日条例第 号）
1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の令和 7 年10月 1 日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る利用料金及び施行日以後に利用の申請をした者の令和 7 年10月 1 日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 2 条）

名称	位置
世田谷区民健康村 富士山ビレジ	群馬県利根郡川場村大字谷地内
世田谷区民健康村 中野ビレジ	群馬県利根郡川場村大字中野内

別表第 2 （第18条関係）

1 宿泊施設

区分	利用者	金額
区民等の宿泊利用（1 人 1 泊） <u>（平日）</u>	大人（中学生以上）	<u>3,100円</u>
	小人（小学生）	<u>1,550円</u>
	幼児（小学生未満）	<u>770円</u>
<u>区民等の宿泊利用（1 人 1 泊）（休日等）</u>	<u>大人（中学生以上）</u>	<u>4,100円</u>
	<u>小人（小学生）</u>	<u>2,050円</u>
	<u>幼児（小学生未満）</u>	<u>1,020円</u>
区民等以外の者の宿泊利用（1 人 1 泊） <u>（平日）</u>	大人（中学生以上）	<u>9,270円</u>
	小人（小学生）	<u>4,640円</u>
	幼児（小学生未満）	<u>2,320円</u>

改正前

平成30年10月 1 日以後の利用について適用する。

別表第 1 （第 2 条）

名称	位置
世田谷区民健康村 富士山ビレジ	群馬県利根郡川場村大字谷地内
世田谷区民健康村 中野ビレジ	群馬県利根郡川場村大字中野内

別表第 2 （第18条関係）

1 宿泊施設

区分	利用者	金額
区民等の宿泊利用（1 人 1 泊）	大人（中学生以上）	<u>3,000円</u>
	小人（小学生）	<u>1,500円</u>
	幼児（小学生未満）	<u>750円</u>
区民等以外の者の宿泊利用（1 人 1 泊）	大人（中学生以上）	<u>9,000円</u>
	小人（小学生）	<u>4,500円</u>
	幼児（小学生未満）	<u>2,250円</u>

改正後				改正前			
区民等以外の者の宿泊利用（1人1泊） （休日等）	大人（中学生以上）		10,270円				
	小人（小学生）		5,140円				
	幼児（小学生未満）		2,570円				
	延長利用（1室1回）		5,450円	延長利用（1室1回）		5,000円	
	日帰り利用（1室1回）		5,450円	日帰り利用（1室1回）		5,000円	
備考				備考			
1 延長利用とは、宿泊利用の時間を超えて宿泊施設を利用することをいう。				1 延長利用とは、宿泊利用の時間を超えて宿泊施設を利用することをいう。			
2 幼児（小学生未満）は、家族での利用又はこれに準ずる形での利用と認められる場合については、無料とする。				2 幼児（小学生未満）は、家族での利用又はこれに準ずる形での利用と認められる場合については、無料とする。			
3 <u>休日等とは、次に掲げる日をいう。</u>							
(1) <u>翌日が世田谷区の休日に関する条例（平成元年3月世田谷区条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）である休日</u>							
(2) <u>1月3日</u>							
(3) <u>4月29日から5月6日までの日のうち、指定管理者が必要と認め、区長の承認を得て定める日</u>							
2 附帯施設				2 附帯施設			
	区分	利用者	金額		区分	利用者	金額
浴室（1人1回）		大人（中学生以上）	1,300円	浴室（1人1回）		大人（中学生以上）	1,200円
		小人（小学生以下）	650円			小人（小学生以下）	600円
備考				備考			
1 宿泊利用の場合は、無料とする。				1 宿泊利用の場合は、無料とする。			
2 幼児（小学生未満） は、家族での利用又はこれに準ずる形での利用と認められる場合については、無料とする。				2 小学生未満の者 は、家族での利用又はこれに準ずる形での利用と認められる場合については、無料とする。			
3 食事				3 食事			

改正後			改正前		
区分	金額		区分	金額	
夕食（標準）メニュー	<u>2,720</u> 円		夕食（標準）メニュー	<u>2,500</u> 円	
朝食（標準）メニュー	<u>1,630</u> 円		朝食（標準）メニュー	<u>1,500</u> 円	
特別メニュー	<u>16,350</u> 円		特別メニュー	<u>15,000</u> 円	
パーティーメニュー	<u>10,900</u> 円		パーティーメニュー	<u>10,000</u> 円	
料理単品メニュー	<u>6,540</u> 円		料理単品メニュー	<u>6,000</u> 円	

区民健康村各種料金の改正後の設定料金（令和 7 年 1 0 月改定）（案）

【宿泊利用料金（区民等）】

なかのビレジは温泉施設がないため、料金をふじやまビレジより安く設定している。

区分		条例別表第 2 の額 (上限額)	ふじやまビレジ	なかのビレジ
			設定料金	設定料金
平日	大人（中学生以上）	3,100円	3,100円	2,780円
	小人（小学生）	1,550円	1,550円	1,390円
	幼児（小学生未満）	770円	※770円	※690円
休日等	大人（中学生以上）	4,100円	4,100円	3,780円
	小人（小学生）	2,050円	2,050円	1,890円
	幼児（小学生未満）	1,020円	※1,020円	※940円

※団体利用等の料金。一般利用の場合は食事料金のみ。

【日帰り入浴（ふじやまビレジ せせらぎの湯）】

区分	条例別表第 2 の額 (上限額)	設定料金
大人（中学生以上）※	1,300円	1,100円
小人（小学生以下）	650円	550円

※入湯税込み（小人は入湯税なし）

【食事料金（両ビレジ共通）】

区分		条例別表第 2 の額 (上限額)	設定料金
夕食	一般（小学生以上）	2,720円	2,150円
	幼児（小学生未満）		1,250円
朝食	一般（小学生以上）	1,630円	1,250円
	幼児（小学生未満）		600円